

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和元年度6月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 会計年度任用職員の規定について 2020年4月に開始となる会計年度任用職員の規定を早期に作り関係者と協議を十分にし、9月議会に提案できるようにすること。</p>	<p>来年4月の会計年度任用職員制度の円滑な開始に向けて、関係者との協議を行い、関係条例等を9月議会に提案することとしたい。</p>
<p>2 海岸に放置された流木について 鳥取砂丘から浜坂に放置された流木の撤去をすること。 ジオパークの重要な一部でもある鳥取砂丘から浜坂にかけての海岸に多数の流木が押し寄せそのままに放置されている。これらは昨年の豪雨、台風で流れてきたものであるが、一部が砂に埋もれていて人の力では動かせない。</p>	<p>現地を確認したところ、千代川河口東側から鳥取砂丘馬の背付近にかけて冬期風浪及び昨年の7月豪雨の残存木によると考えられる漂着ごみが確認された。鳥取港港湾区域内の海岸については夏休み・海水浴シーズンまでに既定予算で撤去する。港湾区域外の部分については、実施主体となる鳥取市に対して撤去を申し入れる。</p>
<p>3 外国人患者への適切な医療について 在留外国人や訪日外国人患者が適切な医療を受けられるようにすること。 適切な対応をするためのマニュアル化をすること。</p>	<p>病院、診療所、歯科、薬局等の医療機関における外国人患者の受入体制を整えるため、多言語に対応した翻訳機器整備の補助制度を今年度創設し、現在申請を受け付けているところであるが、さらに、医療現場の声を踏まえて、翻訳機器の複数台設置、院内の案内表示の多言語化等施設整備を支援できるよう、補助制度の拡充を6月補正において検討している。</p> <p>【6月補正】外国人受入環境整備事業（外国人患者への対応の強化） 1,000千円</p> <p>また、外国人患者受入れの際の受付、診療、入退院、診断書作成、医療費の支払い等に関する医療機関向けのマニュアルが4月に厚生労働省から示されたところである。本マニュアルについては県内医療機関に周知したところであるが、今後現場の声を聞きながら鳥取県の現状を踏まえてマニュアルの内容を補足・修正していくとともに、診療を補助する指さし確認シートの作成などを検討する。</p>
<p>4 シングル家庭の子ども支援について シングル家庭の子どもの居場所づくりや支援事業について、様々な問題を抱えている子どもにしっかり対応するため、必要な研修を行い人材育成に務めること。</p>	<p>県においては、ひとり親家庭からの相談に応じる「母子・父子自立支援員」をはじめとするひとり親家庭への支援を担う行政機関（市町村、児童相談所など）の職員や子どもの保育等を行うひとり親家庭の日常生活の支援を行う家庭支援員、子どもの居場所づくりに携わる関係者（子ども食堂の実施者など）を対象とした各種研修を実施している。</p> <p>また、市町村が実施する学習支援事業においては、取組が進んでいないところもあるので、事業を円滑に実施していくための方策について市町村と協議を行いたい。</p> <p>今後も、継続的に研修を実施し、ひとり親家庭が抱える多様な支援ニーズに適切に対応できる人材育成に努めていく。</p>
<p>5 伯耆町山腹水路（根尾井手）の維持管理対応について 近年、水路上部斜面の国有林からの土石等崩落が激しく、水路損壊防止や管理作業の安全確保が重要な課題となっていたが、この度、土石等崩壊が激しい国有林内について、林野庁直轄による改修事業が実施されることとなった。これに併せて、斜面对策など今後の水路の維持管理ができるような対策を講じること。</p>	<p>現在、県と関係町が地元に対して水路管理道の斜面部の対応として、既存事業（多面的機能支払交付金、しっかり守る農林基盤交付金）の活用を提案している。</p> <p>隣接する別所川の溪岸部については硬い岩で風化も進んでおらず、現状において著しい侵食は確認されないことから、引き続き経過観察をしていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6 農業用水確保について 農業用水確保のため、河川内の頭首工付近の河床掘削を行うこと。 1級河川の国土交通省直轄区間においても、同様に河床掘削を行うよう要望すること。</p>	<p>頭首工は取水を行うための河川占用許可工作物であるため、土砂撤去も含めた管理については頭首工の管理者において行っていただいているところである（土地改良施設維持管理適正化事業や多面的機能支払交付金で実施することが可能）が、県の実施する樹木伐採・河道等緊急対策事業の実施箇所については、頭首工の管理者と調整しながら実施していく。 【6月補正】樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 1, 128百万円</p> <p>また、1級河川管理者の国に照会したところ、「農業用水確保のための頭首工付近の土砂撤去は、頭首工管理者が行うこと。」との回答があった。</p>
<p>7 農業用水確保について 取水堰が壊れている事例が見受けられるが、修理に相当の費用が掛かるので、土地改良区や農業者が負担しきれない状況にある。 農家負担をゼロもしくは極小にするための新たな補助制度を設けたり、河川内工作物の改修については公共事業として行うことにするなど検討すること。また、同様の要望を国に対して行うこと。</p>	<p>取水堰など河川内工作物が老朽化等により治水上問題がある場合には、国庫補助事業の農業用河川工作物等応急対策事業での対応が可能であり、事業要件等に合致するか国、関係市町村等と協議しながら対応を検討したい。 【補助率（団体営）】国50%、県32%、市町村18%、農家0% さらに、国庫補助事業の活用が困難な場合、緊急自然災害防止対策事業債（事業期間：令和元～2年度）を活用した事業の実施について関係市町村に働きかける。 【起債充当率等】充当率100%、交付税措置率70%</p>
<p>8 県立施設のトイレについて 文化会館、図書館、公衆トイレなどの県立施設のトイレの便座をウォシュレット（ウォーム）便座に更新すること。</p>	<p>トイレ整備については、とりぎん文化会館などの文化・集客施設を中心に、温水洗浄機能付便座（ウォシュレット）や暖房便座（ウォームレット）の設置を積極的に進めており、一定の成果があらわれている。 一方、公衆トイレ等の小規模施設については、温水洗浄付・暖房便座の設置が遅れているため、引き続き施設管理者の意見等を踏まえ、施設所管課と連携して順次、整備を進めていきたい。</p>
<p>9 再犯防止推進計画について 鳥取県は、再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき、再犯防止推進対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定している。 地域社会の協力を得ながら再犯防止計画が着実に実を結ぶように、市町村の取り組みを後押しすること。</p>	<p>県設置の相談・支援窓口では、生活保護等の福祉サービスが必要な者を市町村につなぐこととしている。市町村において適切に福祉サービスを提供することが再犯防止に寄与することを理解していただきながら、犯罪をした者が地域生活を送れるよう市町村の取組を支援していく。</p>
<p>10 防疫体制の整備について 畜産試験場の種雄牛等牛舎の厳重な防疫体制を整備すること。</p>	<p>来場者等に対しては、平成28年度に車両消毒槽と消毒ゲートを設置した新たな進入路を整備するとともに、職員・来場者用の入場時の消毒施設を整備したところであり、種雄牛等牛舎エリアには防疫服と専用長靴を着用の上、職員の同行がない限り立入りできないこととしているが、更なる防疫体制の整備について検討していきたい。</p>